

第13回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

1 開催日時

令和7年2月6日（木）午前10時30分～午前12時00分

2 場所

秋田地方裁判所602会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

赤坂薫、伊藤繁、岩崎康宏、宇佐見康人、岡田龍太郎、木村久仁子、工藤博昭、
斉藤永吉、左治木敦子、佐藤涼子、塩畑弘之、鈴木弘哉、須田広悦、谷直子、知
念浩二、仲田憲史、三浦進一、山田深幸

（説明者）

泉総務課長、安倍会計課長

（事務局）

熊谷事務局長、田中総務課補佐、姉崎会計課補佐

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）前回の合同委員会のテーマである「秋田地方・家庭裁判所新庁舎の施設」に
関し、取組状況を説明

（4）協議

議題「裁判所における防災対策について」

ア 裁判所の防災対策についての概要説明

質疑応答は別紙1のとおり

イ 意見交換

別紙2のとおり

5 次回開催時期及び次回議題

令和8年1月又は2月頃を開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙1)

裁判所の防災対策についての概要説明に対する質疑応答

(以下、○は委員、□は説明者)

- 先程の説明において、災害対策活動として事件記録や事件データ等の保全が挙げられていたが、事件データはどこに保存されているのか。
- 裁判所が管理するサーバ機に保存されている。
- サーバ機が浸水する恐れはないのか。
- 当庁の構造上、3階以上のフロアでは浸水の怖れはないと想定しており、災害時の対応については、今後も継続して検討していく必要があると考えている。
- 庁舎内に、階段は一箇所しかないのか。
- 通常使用する階段は一箇所であるが、普段、立ち入りを制限している区画にもう一箇所あり、避難経路として開放することもありうる。
- 避難者の受入れを含む地域住民等への対応等を災害対策の一つとして説明されていたが、裁判所の建物は避難所として開放されるのか。
- 避難所として指定を受けているわけではないが、緊急時の避難所として利用していただくことは想定している。地方公共団体等から提供依頼があった場合には、個別に検討させていただく。
- 災害発生時には、スマホ等の回線のパンクや遮断が想定されるが、そのような場合の職員、支部、上級庁等との連絡体制は構築されているのか。
- 基本的にはスマホのメールで連絡を取り合うことが多いと思われるが、スマホ自体が使用不可となった場合の対応策については、検討はしているものの、お示しできるまでの解決策がないのが現状である。
- 回線がパンクした場合等の通信手段の確保は難しい問題であるが、例えば、遠方との連絡には衛星電話を使い、県内であれば、原始的ではあるが、リレー方式で近い地域から順番に情報を伝達していくといった方法もある。

通信に関連して提案すると、災害時にはスマホ等の充電が重要となるため、災害備蓄品として充電器も備えておくといよい。

- 地震と火災を中心に防災対策が策定されているように感じられたが、例えば、秋田県の土地柄からはJアラートへの対応を防災に含めることも考えられるし、他にもサイバー攻撃への対策も重要と思われるが、これらは防災対策の対象に含まれているのか。
- Jアラートへの対応は含めていないため、ご意見を参考とさせていただき、今後検討したい。サイバー攻撃については、今回ご説明した防災対策とは別に、全国の裁判所で統一されている情報セキュリティのルールがあり、このルールに基づいて、最高裁判所内の担当部署と連携を取りながら対策にあたることとなる。
- 能登半島地震を例に挙げると、企業の多くがBCPを策定してはいたものの、地震発生が1月1日であり、東京から能登に帰省している社員が多い企業において、東京における初動対応がうまく機能しなかった事例があったようである。どこまで大規模な災害を想定するのかは難しい問題であるが、全員が被災者にならないことを前提とするのではなく、例えば災害対応に加わることのできる職員が8割であった場合の計画、同じく6割であった場合の計画といった、段階的に前提を分けた計画を策定することも有益と考えられるところ、このような検討はされているか。
- ご指摘のような、段階的に分けた設定は設けていない。
- 裁判所は、秋田市津波ハザードマップによればギリギリで浸水想定区域から外れているようではあるが、防災対策上、津波は対象に含まれているのか。
- 東日本大震災を踏まえて、津波が発生した場合も想定に加えているが、庁舎の高さから、垂直避難を前提として考えている。
- 職員が被災することにより、災害対策及び事業継続のための人員の確保が困難となるが、そのような場合に、県域を超える形での応援派遣等は予定されているのか。

- 仙台高等裁判所管内全体の取決めとして、ある県の県内全域に被害が大きい場合、どのように他県から応援を行うか等の応援体制の仕組みは、あらかじめ定められている。

(別紙2)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者)

- ◎ 裁判所は庁舎内に多くの事件関係室が点在しているといった特徴があるため、災害発生時の来庁者の安全確保等が課題となるが、この点についてご意見があらばうかがいたい。
- 調停委員として、当事者からの加害行為等への対応については裁判所と意見交換をしたことはあるが、災害発生時における調停委員の行動に関しては検討の機会がなかった。この点はどのような行動が求められるのか。
- 調停中に災害が発生した場合、調停委員の方々には、ご自身と当事者の身の安全を確保しながら調停室にて待機していただくことを想定しており、職員が調停室に駆け付けた後、職員の避難誘導に従っていただくことになる。ただ、このような災害発生時の対応について、調停委員の方々へ説明をさせていただく機会がなかったのが実情であり、今後、ご提案等もいただきながら、検討の場を設けさせていただければと考えている。
- 災害発生時、来庁者の近くに職員がいれば避難誘導ができるが、そうではない場合に向けて、例えば、庁内放送で避難を呼びかける、建物内にカメラを設置し、職員が来庁者の存在を確認して避難誘導に駆け付けるといった対応が考えられるところ、職員が近くにいない来庁者のため、どのような対策を講じているのか。
- 庁内放送を行うことのほか、消防計画上において各フロアごとに地区隊を編成していることから、まずはそのフロアを担当する職員が各室を見て回ることを想定している。
- ◎ 各委員が所属される各機関において、裁判所にも有益と思われる防災上の工夫等があれば、ご紹介いただきたい。
- 立派なマニュアルを作っても、それが身に付いていなければ絵に描いた餅であ

る。また、いざ災害が起きた場合に、マニュアルに沿った初動対応を行うことは容易ではないため、その対策として、初動対応のためのフロー図等を大きな紙に書いて、目立つところに貼っておくなどの工夫をしておけば、効果が期待できるのではないかと。

- 災害備蓄品の整備は重要であるが、それとともに、職員全員が資機材をきちんと扱えることも大事である。例えば災害発生時に発電機を使用するにあたり、説明書を読みながら作動させることとなろうが、説明が分かりづらい場合もある。発電機を操作できる職員が他の職員の前で操作を実演したり、年に1回程度でも、資機材の使用に関する講習会を開催するなど、誰もが取扱方法を身に付けられる機会を設けることも必要である。
- ご指摘のとおり、実際に発電機を操作してみる、テント等を組み立ててみるといった機会を設ける事は重要と考えている。ご意見を参考とさせていただき、防災訓練等に生かしたい。
- 防災対策に関し、町内会や自治体での講座等を開く機会が多くあり、また、団体ごとの支援体制等を紹介して横の連携を広げるなどの活動にも取り組んでいる。さらに、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の重要性も伝えているが、裁判所の災害備蓄品においても、緊急的な避難者への対応を含め、生理用品等の女性用品、乳幼児用品、介護用品を整備することは必要であり、講座を開いた際にも同様の説明を行っている。また、防災対策の策定における意思決定の過程に女性がどの程度関わっているのかは重要な問題であり、多様な視点を取り入れることを意識していただきたい。
- 私は大学に勤めているが、本学は留学生を含めた住居一体型の教育を進めており、防災意識の徹底のため、国籍、言語が異なる学生、教員において、入学時のオリエンテーションの機会に約20分の動画を必ず視聴することになっている。この動画では、地震、火事その他、クマへの対策やJアラートへの対応も含まれており、防災設備の設置場所等の説明や災害発生時にとるべき行動等について非常

に細かい説明がされている。

ところで、先ほどの説明の中で、裁判所の防災訓練において、雨のため垂直式避難袋の実演ができなかったとあったが、実際に避難袋を使用するにあたって、どこに設置するか、あるいはどのようにぶら下げるかなどは、職員にとってはハードルが高いように感じられる。対策として、具体的な使用方法等を説明する動画を作成し、職員は必ず一度はそれを視聴するといった、ビジュアル的に理解しやすい工夫も有効である。

- 先日、防災関係のセミナーに出席したが、その際に受けた説明の中で、災害対策本部を立ち上げる際、メンバーが出張中であつたり、被災しているなどの事情から参集できないことがありうるため、防災用のZoomのアカウントを準備しておくことを勧められた。非常に参考となったため、情報提供として紹介させていただく。
- 提案が3つある。1点目は、災害発生時の通信手段の確保の話題が出たが、やはり衛星携帯電話は、費用が高額ではないことも含め、備えておくべきである。2点目は、裁判所は秋田市津波ハザードマップ上で浸水想定区域からわずかだが外れているため、津波警報が発令された場合、海に近い地域から大勢の避難者が、裁判所側に向けて避難をしてくることが予想される。このような事態が生じた場合には地域貢献の観点から、裁判所の建物内の一定の区域を避難者のために開放するという判断がされてよいであろうし、夜間や休日に当直の職員が対応に迷わないよう、前もって、誰が判断するか等の仕組みを確立しておくことも必要である。3点目は、災害発生時、事件関係者の避難状況等について速やかに外部に情報提供がなされれば、一般市民の安心につながる。ぜひこのような情報発信を行っていただきたい。
- 弁護士会が、新型コロナウイルスへの対応について苦慮した事例について振り返ると、多くの役員ががり患したことにより参集が困難となつたり、当時の災害対策マニュアル上の本部長代行の定め枠内の者全てががり患することがありえる状

況となって、その場合に指揮系統が定まらないことに気付かされた。その後、代行の定めを細かく作り直すなどしたが、裁判所の災害対策においても共通する問題と考えられるため、紹介させていただいた。

- 医師会においては、安否確認用アプリを導入することとなった。災害発生時、一斉に安否確認が行われ、災害情報が伝達されるものと思われる。

ところで、豪雨の際の冠水等、都市型災害が増加し、被害の大きさも予想できないものとなっている。裁判所が浸水の被害を大きく受けるかはともかく、土嚢等も災害備蓄品として備えておくことはどうか。いざというときには近隣住民に提供することもできる。

また、実際に避難所で、簡易トイレや段ボールベッド等の組み立て方が分からないといった問題が起きているようである。裁判所は指定避難所ではないとのことであるが、避難者に備蓄品を提供する場面等はあるため、職員において災害用資機材の使い方を覚えておくことが望ましく、また、避難者のみならず、職員自身が被災した場合にも有益であろう。

- 以前、相談機関に携わっていた経験から、東日本大震災発生時でも、大雪、台風といった災害発生時でも、重い障害をお持ちの方や、情報が入りづらい立場の方ほど、相談の予約を入れた以上は向かわなければいけないと思ってしまう傾向が強いように感じている。また、自分自身でも、裁判の当事者となった場合を想像すると、裁判を欠席したら不利になるかもしれない、何とかして出廷しなければいけないなどと考えるかもしれない。一律に基準を定めるのは難しいと思うが、このような災害のときには期日の変更はできますとか、裁判を欠席しても不利になることはないなどと、なんらかの形で一般市民にあらかじめ周知しておくことが、来庁者の二次被害の防止につながるのではないかと。